1 社債等に関する業務規程施行規則(平成15年1月10日通知)

(下線部分変更)

新

ΙĦ

(用語)

第1条 (略)

2 この規則において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

(1)~(9) (略)

(10) 利付債(源泉徴収不適用分等) 次に 掲げる利付債(払込日、払込日翌日、利 払期日及び利払日翌日以外の日に、課税 分口座(別表 2 に掲げる課税種別が課税 分である区分口座をいう。以下同じ。)か ら振り替えられ、その振替後に利払期日 が到来していないものを除く。)をいう。 イ・ロ (略)

ハ 租税特別措置法第5条の2第1項又 は第3項後段及び同法第5条の3第1 項又は第3項後段の規定の適用を受け る利付債

(社債等の内容の提供方法等)

第30条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 機構が、規程第69条の規定により、一般 **債について提供する事項は、次に掲げるも** のをいう。
 - (1)~(5) (略)
 - (6) 払込日
 - $(7) \sim (24)$ (略)
 - (25) 最終回の利払期日及び最終回の利払 の一通貨あたりの利子額(機構関与銘柄 のうち利払がある一般債に限る。)

 $(26) \sim (28)$ (略)

規定の適用については、同項第4号中「社 債管理者」とあるのは「地方財政法第5条 債管理者」とあるのは「地方財政法第5条

(用語)

第1条 (略)

2 この規則において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

(1) \sim (9) (略)

(10) 利付債(源泉徴収不適用分等) 次に 掲げる利付債(払込日、払込日翌日、利 払期日及び利払日翌日以外の日に、課税 分口座(別表 2 に掲げる課税種別が課税 分である区分口座をいう。以下同じ。)か ら振り替えられ、その振替後に利払期日 が到来していないものを除く。)をいう。

イ・ロ (略)

ハ 租税特別措置法第5条の2第1項又 は第3項後段の規定の適用を受ける利 付債

(社債等の内容の提供方法等)

第30条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 機構が、規程第69条の規定により、一般 **債について提供する事項は、次に掲げるも** のをいう。
 - (1)~(5) (略)

(新設)

 $(6) \sim (23)$ (略)

(新設)

(24) \sim (26) (略)

5 地方債に関する前項第4号及び第14号の ↓ 5 地方債に関する前項第4号及び第13号の 規定の適用については、同項第4号中「社

の 6 において読み替えて準用する会社法第 705 条第 1 項に規定する地方債の募集又は 管理の委託を受けた者」と、同項第14号中 「会社が合同して」とあるのは「地方財政 法第5条の7の規定により」とする。

 $6 \sim 8$ (略)

9 外債に関する第4項第4号、第14号、第 15号及び第26号の規定の適用については、 同項第4号中「社債管理者」とあるのは「外 国又は外国法人の発行する債券に表示され るべき権利の管理の委託を受けた者」と、 同項第14号中「会社」とあるのは「発行者」 と、同項第15号中「担保付社債信託法の規 定により物上担保」とあるのは「担保」と、 「同法第26条各号に掲げる事項」とあるの は「当該担保に係る信託契約の受託会社の 商号及び当該担保に係る信託証書の表示」 と、同項第26号中「会社法施行規則第2条 第3項第17号に規定する信託社債」とある のは「信託の受託者が発行する外債であっ て、信託財産のために発行するもの」とす る。

10 (略)

別表1 統合Web端末等によるデータの授 受

(別紙(新)参照)

別表2 機構における区分口座 (別紙(新)参照) の6において読み替えて準用する会社法第 705 条第 1 項に規定する地方債の募集又は 管理の委託を受けた者」と、同項第13号中 「会社が合同して」とあるのは「地方財政 法第5条の7の規定により」とする。

 $6 \sim 8$ (略)

9 外債に関する第4項第4号、第13号、第 14号及び第24号の規定の適用については、 同項第4号中「社債管理者」とあるのは「外 国又は外国法人の発行する債券に表示され るべき権利の管理の委託を受けた者」と、 同項第13号中「会社」とあるのは「発行者」 と、同項第14号中「担保付社債信託法の規 定により物上担保」とあるのは「担保」と、 「同法第26条各号に掲げる事項」とあるの は「当該担保に係る信託契約の受託会社の 商号及び当該担保に係る信託証書の表示」 と、同項第24号中「会社法施行規則第2条 第3項第17号に規定する信託社債」とある のは「信託の受託者が発行する外債であっ て、信託財産のために発行するもの」とす る。

10 (略)

別表1 統合Web端末等によるデータの授 受

(別紙(旧)参照)

別表2 機構における区分口座 (別紙(旧)参照)

社債等に関する業務規程施行規則の一部を改正する件(平成18年1月10日)

附則 附則

(特例一般債の内容の提供方法等)

第7条 (略)

2 前項に規定するもののほか、同項の規定 2 前項に規定するもののほか、同項の規定 により準用する場合の必要な技術的読替え

(特例一般債の内容の提供方法等)

第7条 (略)

により準用する場合の必要な技術的読替え

は、次の表のとおりとする。				は、次の表の	は、次の表のとおりとする。		
読み替える	読み替えら	読み替える		読み替える	読み替えら	読み替える	
規定	れる字句	字句		規定	れる字句	字句	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第 30 条第 4	今回の定時	現在のファ		第 30 条第 4	今回の定時	現在のファ	
項 <u>第 18 号</u>	償還期日、各	クター		項 <u>第 17 号</u>	償還期日、各	クター	
	社債の金額				社債の金額		
	に対する今				に対する今		
	回の定時償				回の定時償		
	還の額及び				還の額及び		
	現在のファ				現在のファ		
	クター				クター		
第 30 条第 4	機構関与銘	機構関与銘		第 30 条第 4	機構関与銘	機構関与銘	
項 <u>第 22 号</u>	柄か機構非	柄、機構非関		項 <u>第 21 号</u>	柄か機構非	柄、機構非関	
	関与銘柄か	与銘柄又は			関与銘柄か	与銘柄又は	
	の別	実質記番号			の別	実質記番号	
		管理銘柄の				管理銘柄の	
		別				別	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
3 (略)				3 (略)			

3 附 則

この改正規定は、平成 22 年 11 月 22 日から施行する。ただし、社債等に関する業務規程施行規則の第 1 条及び別表 2 に係る改正規定は、平成 22 年 10 月 19 日から施行する。

統合Web端末等によるデータの授受

- I. (略)
- Ⅱ.一般債
- 1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受
- (1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考	
	(略)				
	入力		(略)		
元 利 払			(略)		
-		元利金請求データ(再計算 結果)	償還期日又は利払期日の前営業日 16:30~19:00		
抹消	出 力	元利金請求データ(当日)	<u>償還期日又は利払期日</u> 8:30~19:00		
		償還口記録情報・決済番号 通知	プットオプション行使の入力日 9:00~17:00		
	(略)				
	(略)				

- (2) (略)
- 2. (略)
- 3. (略)
- Ⅲ. (略)

統合Web端末等によるデータの授受

- I. (略)
- Ⅱ.一般債
- 1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受
- (1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考		
	(略)					
元	入力	(略)				
利 払			(略)			
· 抹 消	出力	元利金請求データ(再計算 結果)	償還期日又は利払期日の前営業日 16:30~19:00			
,,,	力	償還口記録情報・決済番号 通知	プットオプション行使の入力日 9:00~17:00			
		(略)				
	(略)					

- (2) (略)
- 2. (略)
- 3. (略)
- Ⅲ. (略)

別表 2

機構における区分口座

I. 短期社債等 (略)

Ⅱ.一般債

			区分口座		
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44
	休有口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05~09 15~19 45~49
	信託口	①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 0
	(1)	版頃 ②当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第13条第1項に規定する受益者又は同条第2項に規定する受益者 とみなされる者が非居住者又は外国法人である信託の信託 財産に属する一般債であって、租税特別措置法第5条の2 第1項又は第3項後段及び同法第5条の3第1項又は第3 項後段の規定の適用を受けるもの	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 5
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみな	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	2 1
	(2)	される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該受益者とみ なされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利 付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日 が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限 る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 6
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 2
	(3)	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 7

		信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 2 項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 3
		(4)		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 8
		信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般 債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	2 4
		(5)	の欄に掲げるものを除く。)	課税分	利付債	2 9
	啠	 権口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 8
	貝	惟山		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 6
		信託口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 9
				課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 7
			当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般		利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座	60~64
			債(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引	70~74
	麗百	客口			債等及び国際機関債	80~84
	顧客口 当該機構加入者又はその下付債のうち租税特別措置法第5				払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り	65~69
				課税分	替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	75~79
顧客口						85~89
			当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般 債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第3項後段及 び同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受け	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)及び 国際機関債	9 0
			る一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	9 1

Ⅲ. 投資信託受益権 (略)

別表 2

機構における区分口座

I. 短期社債等 (略)

Ⅱ.一般債

			区分口座		
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44
	休有口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05~09 15~19 45~49
	信託口	①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 0
	(1)	版頃 ②当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第13条第1項に規定する受益者又は同条第2項に規定する受益者 とみなされる者が非居住者又は外国法人である信託の信託 財産に属する一般債であって、租税特別措置法第5条の2 第1項又は第3項後段及び同法第5条の3第1項又は第3 項後段の規定の適用を受けるもの	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 5
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみな	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	2 1
	(2)	される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該受益者とみ なされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利 付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日 が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限 る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 6
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 2
	(3)	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 7

		信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 3
		(4)		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 8
		信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般 債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	2 4
		(5)	の欄に掲げるものを除く。)	課税分	利付債	2 9
	哲	 権口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 8
	貝	惟山		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 6
		信託口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 9
		ппп		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 7
			当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般		利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座	60~64
			債(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引	70~74
	屋百	客口			債等及び国際機関債	80~84
	殿台口				払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り	65~69
				課税分	替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	75~79
顧客口						85~89
			当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般		利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座	
			債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第3項後段及	源泉徴収不適用分等	から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。) <u>、割引</u>	9 0
	非居住者等口		び同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受け		<u>債等</u> 及び国際機関債	
			る一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	9 1

Ⅲ. 投資信託受益権 (略)